

【建設業向け】中東情勢による原材料等高騰・入手困難に伴う 「雇用調整助成金」のご案内



対象となる事業所

✓ 雇用保険適用事業主



✓ 最近3か月の生産量（完成工事高・売上高）が前年同期と比べて10%減少



✓ 最近3か月間の雇用保険被保険者数等の月平均値が前年同期と比べ、一定規模以上増加していない



✓ 労使協定に基づいた休業等の実施



助成内容



	中小企業	大企業	※教育訓練の実施率により助成率が変動する場合あり。
助成率	2/3	1/2	
日額上限額	8,870円(令和7年8月1日現在)		
対象労働者の要件	雇い入れ後6か月以上の雇用保険被保険者		
支給日数	100日分(各事業所の対象労働者数×100日分)		



よくあるご質問

Q1

生産量要件の「最近3か月の生産量等の生産指標が前年同期と比べて10%以上減少」は、3か月全てで減少している必要はありますか。

A1

3か月全てで減少している必要はありません。3か月平均で対前年同期と比べて10%以上減少していれば生産量の要件を満たします。

Q2

生産量要件で比較する生産指標はどのようなものがありますか。

A2

生産量・売上高の他、販売量や完成工事高等があります。休業等の雇用調整を実施せざるを得ないことを推定する指標を用いることができます。

Q3

最近3か月の間に従業員を新規に採用しましたが、要件を満たしますか。

A3

最近3か月間の雇用保険被保険者等の月平均値が、前年同期と比べ、10%を超えてかつ4人以上増加していなければ、要件を満たします。



千葉土建一般労働組合